

COP29 (CMA6) におけるパリ協定第6条の完全運用化の実現について

2024年12月6日

環境省 地球環境局 JCM推進室
経済産業省 G Xグループ 地球環境対策室
パリ協定6条実施パートナーシップセンター



目 次

パリ協定第6条に関するCOP29（CMA6）の成果と日本政府の対応	3
【参考】パリ協定第6条に基づく国際協力の概要	
【参考】パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチについてのガイダンスの概要	
【参考】パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチの報告手順と記録システム	
パリ協定第6条に関するCMA6(COP29)での決定の概要	7
パリ協定第6条第2項に関するCMA6(COP29)での決定の概要	8
パリ協定第6条第4項に関するCMA6(COP29)での決定の概要	9
パリ協定第6条に基づく削減量移転等の記録・報告等のインフラの全体像	10
パリ協定第6条第4項に基づき監督機関会合が策定したツール・ガイドライン等	11
パリ協定第6条第4項メカニズムに基づくプロジェクトの方法論の要件に関する基準	12
パリ協定第6条第4項メカニズムに基づく吸収・除去（removals）の活動の方法論の基準	13
パリ協定第6条第8項に関するCMA6(COP29)での決定の概要	14

※本資料は、COP29（CMA6）におけるパリ協定第6条の完全運用化に関連する各種決定文書等について、関係省庁等において主要部分を暫定的・非公式に和訳し、概要資料として整理したものです。速報性を重視しており、網羅性を保証するものではありません。JCMを含む各種クレジットの組成や利活用に当たってCMA決定等を参照する必要がある場合には、必ず、各社の責任において、原典をご確認いただくよう、お願ひいたします。

パリ協定第6条に関するCOP29（CMA6）の成果と日本政府の対応

- 国際的に協力して削減や吸収・除去対策を実施するパリ協定第6条の完全運用化に合意した。
←削減や吸収・除去の量を分配する際に必要な政府の承認・報告や登録簿の接続等の細則を決定。
- 我が国は、二国間クレジット制度（JCM）を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6条実施パートナーシップ」を通じた第6条に基づく取組の世界各国への展開に、一層強力に取り組む。

決定内容

クレジット使用の承認・報告に関する事項

- 削減・除去の量をクレジット化（ITMOs）し分配する際に必要な政府による承認のプロセスや項目、様式、それらの公開方法、承認の変更についての要件や対応などが明確化された。
- 国連を通じた報告（初期報告、年次情報など）の要素についての解説や様式を決定した。

登録簿に関する事項

- クレジットの記録・報告に用いる登録簿について、参加国の登録簿と6条4項メカニズム登録簿の任意の接続が可能となった。
- 登録簿に関する能力開発支援の実施を決定。

6条4項のメカニズムに関する基準類の整備

- 方法論の作成・評価の要件を定める基準が確認された。
- 吸収・除去活動に関する要件を定める基準が確認された。

日本の対応方針

- 今般の決定を踏まえて、JCMにおける承認や報告等の手続について着実に実施する。



- 今般の決定に沿って、JCM登録簿を運用
- JCM登録簿に関する経験を国際的に共有する。



- JCM方法論の知見・経験のインプット等を通じて、6条4項メカニズムの迅速な運用に貢献する。3

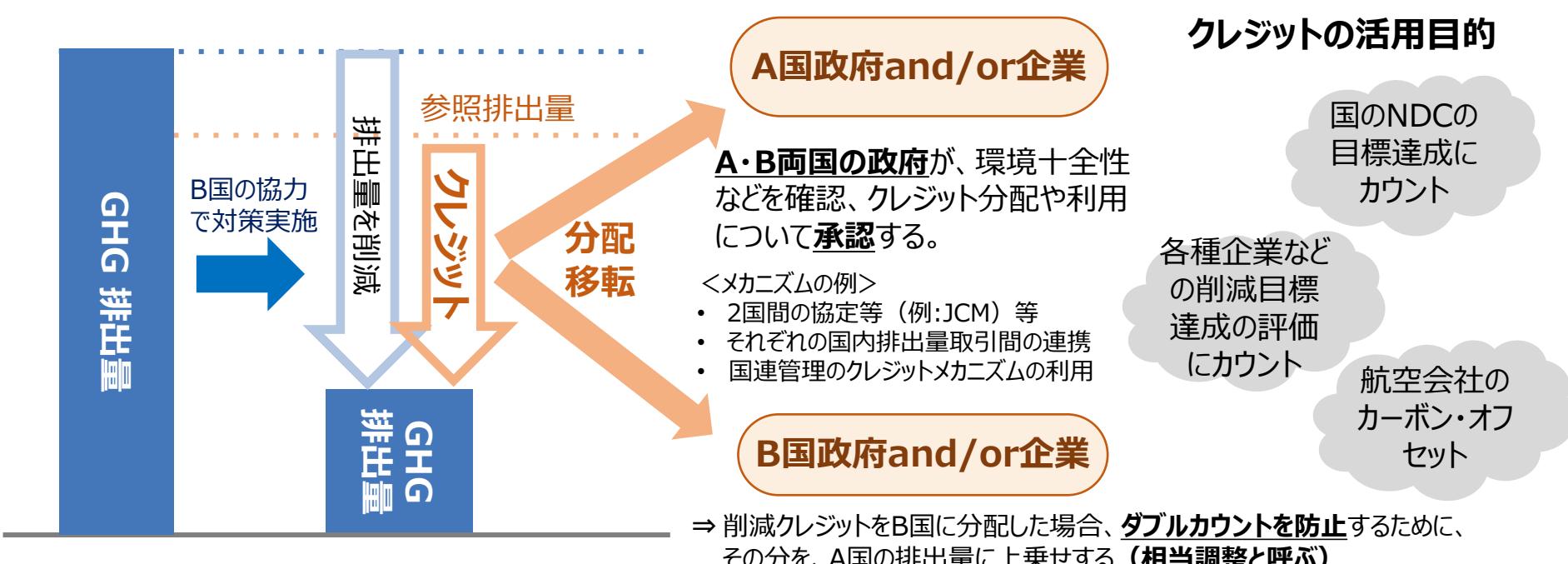
【参考】パリ協定第6条に基づく国際協力の概要

- 第6条は、締約国が協力して対策を実施し、得られた追加的な排出削減等のクレジットを、協力した国や企業等で分配・移転できる仕組み。クレジットは、締約国の温室効果ガス排出削減目標(NDC)の達成やその他の緩和目的(OIMP)にカウントできる。
- 対策協力の実施に当たり、締約国政府が、環境十全性や透明性、ダブルカウントの回避などを確保したうえで、クレジットの分配や利用を承認することを義務付けている。

パリ協定第6条に沿った対策協力の構造

(例：A国(ホスト国)において、B国政府and/or企業が協力して対策を実施した場合のイメージ)

※クレジットを各国が管理する方式（6条2項）と国連が管理する方式（6条4項）があるが、ここに示す基本構造は同様である。
また、このほかに、クレジットの分配移転を伴わない非市場アプローチ（6条8項）も定められている。



A国の現状

対策協力実施後

※上記は国同士の協力(マルチラテラルアプローチ)の例だが、A国(ホスト国)とC社(企業)による協力(ユニラテラルアプローチ)など、協力的アプローチの形態は多様である。

【参考】パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチについてのガイダンスの概要

2021年COP26(CMA3)決定2 Annex

1～3章. 國際的に移転される緩和成果の定義 (Internationally Transferred Mitigation Outcomes (ITMOs))

※対策実施により得られた、分配移転する追加的な削減・吸収除去の量（クレジット）のこと

- **ITMOsの対象となるのは、2021年以降に創出されるGHGの排出削減等の量**
- 協力的アプローチを実施する国は、使用目的を以下の3つのうちから特定し、承認する。
①NDCの達成、②国際的な緩和目的（国際航空セクターのCORSIAなど）、③その他の目的
※協力的アプローチを実施するためには、NDCを作成・提出していること、ITMOsを承認・トラッキングする体制が整っていることが前提条件となる。
- **全てのITMOsについて、ダブルカウントを回避するための相当調整を適用すること。**
※国によってNDC目標の種類や単位（単年又は複数年など）に違いがあることに留意。

4章～6章 国連への報告、専門家レビュー、記録とトラッキング ※次ページにて図示

①初期報告：協力的アプローチの内容、環境十全性確保の方法等

②年次情報：年間のITMOsの移転や使用状況等

③定期情報：協力的アプローチの内容やNDC達成状況等（隔年透明性報告書（BTR）の附属書）

※提出された情報は、6条技術専門家レビューが実施されるとともに、一般公開される。

※**各国は、ITMOsの承認について記録・トラッキングするための登録簿を整備する**（未整備の国は、国連気候変動枠組条約事務局が整備する国際登録簿を用いて記録・トラッキングする。）

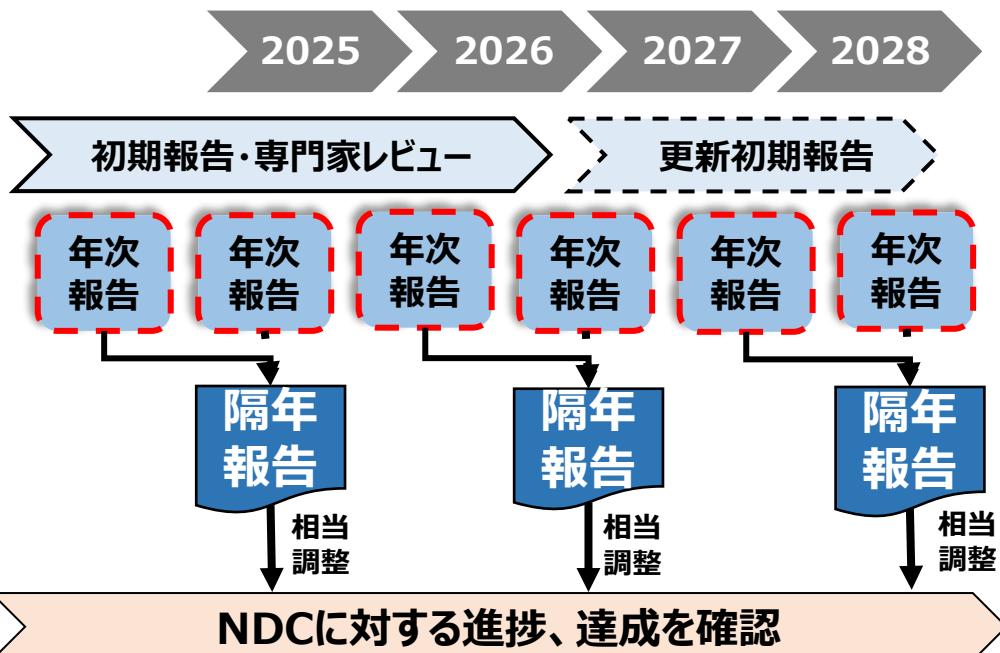
7章 緩和及び適応活動における野心

参加国は、適応への貢献（適応基金を通じた貢献など）及び世界全体の排出削減（ITMOsの使用目的を定めず取消しすること）を実施することが強く推奨される。

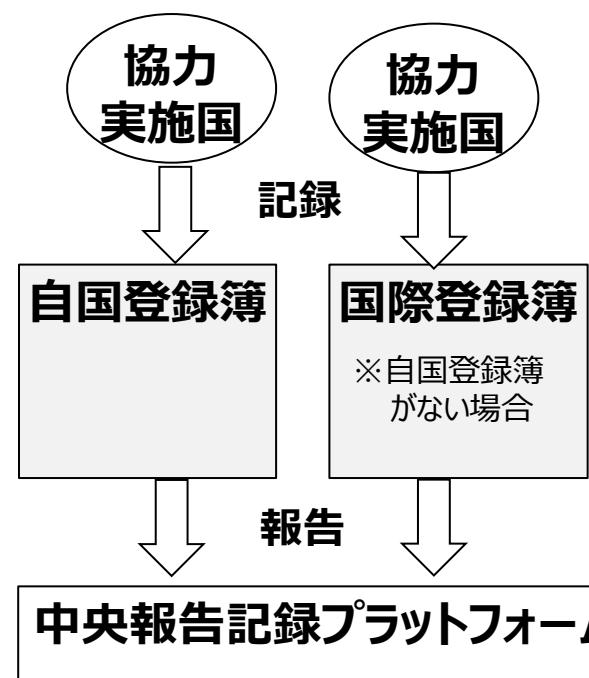
【参考】パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチの報告手順と記録システム

- 協力的アプローチを実施する国は、協力的アプローチの内容、環境十全性が確保できていること、ITMOsの移転やNDCへの活用状況等について、国連に報告する（初期報告・年次報告等）
- 提出された情報は、技術専門家レビューが実施されるとともに、一般公開される。
- 各国は、ITMOsの承認について記録・トラッキングするための登録簿を整備する（未整備の国は、国連条約事務局が整備する国際登録簿を用いて記録・トラッキングする。）

第6条第2項に基づく報告の手順



第6条第2項に基づく記録の仕組み



報告された情報は、公開される。

パリ協定第6条に関するCMA6(COP29)での決定の概要

第6条第2項協力的アプローチ関連

■ 承認

パリ協定6条に基づく承認済み削減量（ITMOs）の政府承認に含める内容として、承認の日付や期間、ITMOsの量、NDCやその他使用目的、相当調整の開始（初回移転）などの情報を含めることを決定。

また、承認の変更について、初回移転されたITMOsに対して原則変更は認められないことを決定。

■ 報告

協力的アプローチの実施に関する詳細情報を初期報告へ追加的に含めることを規定。また、年次報告（AEF）の様式が更新され、承認に関する表を追加。当該様式にて毎年の報告を要請。

■ 記録（登録簿）

ITMOsを追跡・記録する国際登録簿を活用する国に対して、承認前の削減量等をユニット発行するための登録簿サービスの提供、および、当該登録簿の開発支援のための能力開発の実施を決定。

■ その他：相当調整の実施（初回移転）の明確化、情報の不一致の特定・通知・訂正プロセス等について決定。

第6条第4項国連管理型メカニズム関連

■ 6条4項メカニズムの削減及び吸収・除去量の算定

方法論の作成・評価の要件や、吸収・除去活動に関する要件を定める基準を承認。

■ 承認

（相当調整が適用されない）緩和貢献A6.4ERsとして発行されたユニットについて、NDCやその他目的へ使用しうる条件や手続きについてホスト国が事後的に承認できることを決定。事前措置の必要性有無について、64監督機関にて検討することを要請。

■ 登録簿

参加国は、自国の登録簿を自主的に6条4項メカニズム登録簿と接続し、承認済みA6.4ERsをメカニズム登録簿から自国の登録簿に移転し、また、その履歴を含む情報を引き写すことが可能となった。

■ その他：LDCs・SIDSに対する適応貢献（SOP）の免除、CDM 新規植林・再植林の6条第4項メカニズム移管を決定。

第6条8項非市場アプローチ関連

■ 非市場アプローチを情報共有するウェブ・プラットフォームの運用や今後の作業活動計画等が決定。

パリ協定6条2項に関するCMA6(COP29)での決定の概要

1. 承認

- 承認とは、「協力的アプローチからのITMOsを使用することを承認する行為」であると再確認。
- 承認の対象として①協力的アプローチ、②ITMOs、③事業者、の3つの承認があること、それらをまとめて一括で承認することや個別に承認できることを確認。
- **承認日付、(相当調整を伴う)初回移転の定義、活用目的、削減量などの義務的報告項目を定義。**
※任意使用の専用様式を事務局が開発する。
- 既に**初回移転済みのITMOsについては、承認の変更は原則不可**(ただし承認ステートメントの中で変更の条件と手続が定められている場合はこの限りではない)。

2. 初回移転（相当調整の開始を定義）

ダブルカウントの防止のために、NDC以外の使用目的に承認されたクレジットについて、以下の点が設定された。

- 初回移転の記録期限を、NDC最終年の情報を含む隔年報告書を提出する年の前年の12月31日とする。
- 初回移転国に、クレジットのキャンセルや使用の通知がされるアレンジメントを構築する義務を追加
- ITMOsの適応基金への移転やOMGEのための取消に際して初回移転として記録することを可能とする等

3. 初期報告に係る追加のガイダンス

相当調整の実施手法、方法論・ベースラインの設定方法、CO₂等の放出対応などを初期報告の要素として明確化。

4. 年次情報に係る報告様式

年次情報の様式（AEF）が更新され、各国に対して当該様式を用いて年次情報を報告するよう要請された。

5. 定期情報に係る報告様式

定期情報の一部については、各国が独自の様式、または、事務局が公開する報告マニュアルに掲載された様式を用いて報告が可能となった。

6. 報告・レビューの連続性

原則として、なるべく初期報告を先に提出することが望ましいことが確認された（ただし、初期報告と年次情報を同時に提出することを妨げるものではない）。

7. 不一致の特定・通知・訂正プロセス

事務局が実施する一貫性確認や6条技術専門家レビューにおける情報の不一致の特定・通知方法や、それに対する各国の対応方法などが規定された。

相当調整後の排出バランスに影響を及ぼしうる不一致がある場合、締約国はその解消に努めることが求められる。

8. LDC/SIDSへの配慮

後発開発途上国や小島嶼開発途上国の状況への配慮や、能力向上の取組の必要性について再認識がされた。

9. 国際登録簿

- ITMOsの情報(承認、初回移転、移転、取得、使用、取消)を追跡・記録する国際登録簿を利用する国が、承認済みまたは承認することを意図する削減量等をユニットとして発行する登録簿サービスを、国際登録簿とは別の仕組みとして提供することを事務局に要請（相互運用性のルールに基づき国際登録簿とも接続される）。
- 参加国の登録簿と6条4項メカニズム登録簿は任意の接続を可能とする（詳細は6条4項の決定文書に記載）。

パリ協定第6条第4項に関するCMA6(COP29)での決定の概要

3. 承認

- ホスト国が提供する6条第4項メカニズムへの承認ステートメントは、以下のいずれかの情報を含まなければならぬ。
 - 発行されるA6.4ERsのNDCやその他目的への部分的もしくは全部の使用を承認する
 - NDCやその他目的への使用を承認しない
 - 緩和貢献A6.4ERsとして発行するが、将来的にNDCやその他目的への使用を承認する
- ホスト国は、一度発行された（相当調整されない）緩和貢献A6.4ERsについて、以下の条件の下でNDCやその他目的への使用を事後的に承認できることを決定。
 - 対象とする緩和貢献A6.4ERsがメカニズム登録簿内外に移転されていないこと
 - 既に適応SOPとOMGEのために徴収・取消されたA6.4ERsについても相当調整を適用すること

1. 6条4項メカニズムの運営

- 監督機関に対して、機能・体制・専門性の維持向上や、国際登録簿の早期開設などの運営活動の実施を求める。

2. 方法論

- 監督機関に対して、方法論に関する様々な観点からの検討の深化や必要な更新を早急に行うことを求める。

4. 登録簿

- 参加国の登録簿と6条第4項メカニズム登録簿の任意の接続も可能となり、相互運用性を満たした上で、承認されたA6.4ERsの移転や情報の引出・閲覧を可能にする。

- 監督機関に対して、事後承認の提供に係るさらなるタイマリミットの必要性の有無について検討し、2025年のCMA7で報告するよう要請。
- 事務局に対し、監督機関の承認を得て、事後承認プロセスを運用するために必要な様式等を整備し、以下の事項を確保するよう要請。
 - 緩和貢献A6.4ERsが活動参加者によって保持されており、メカニズム登録簿内外に移転されていない
 - ホスト国によって相当調整が適用される
 - 適用基金が受け取った適応SOPは、緩和貢献A6.4ERsではなく、承認済みA6.4ERsで構成される。

5. LDCs/SIDSへの適応SOP免除

- LDCs/SIDSをホスト国として実施される6条第4項メカニズムの活動に限り、適応SOPの徴収が免除されることを決定。

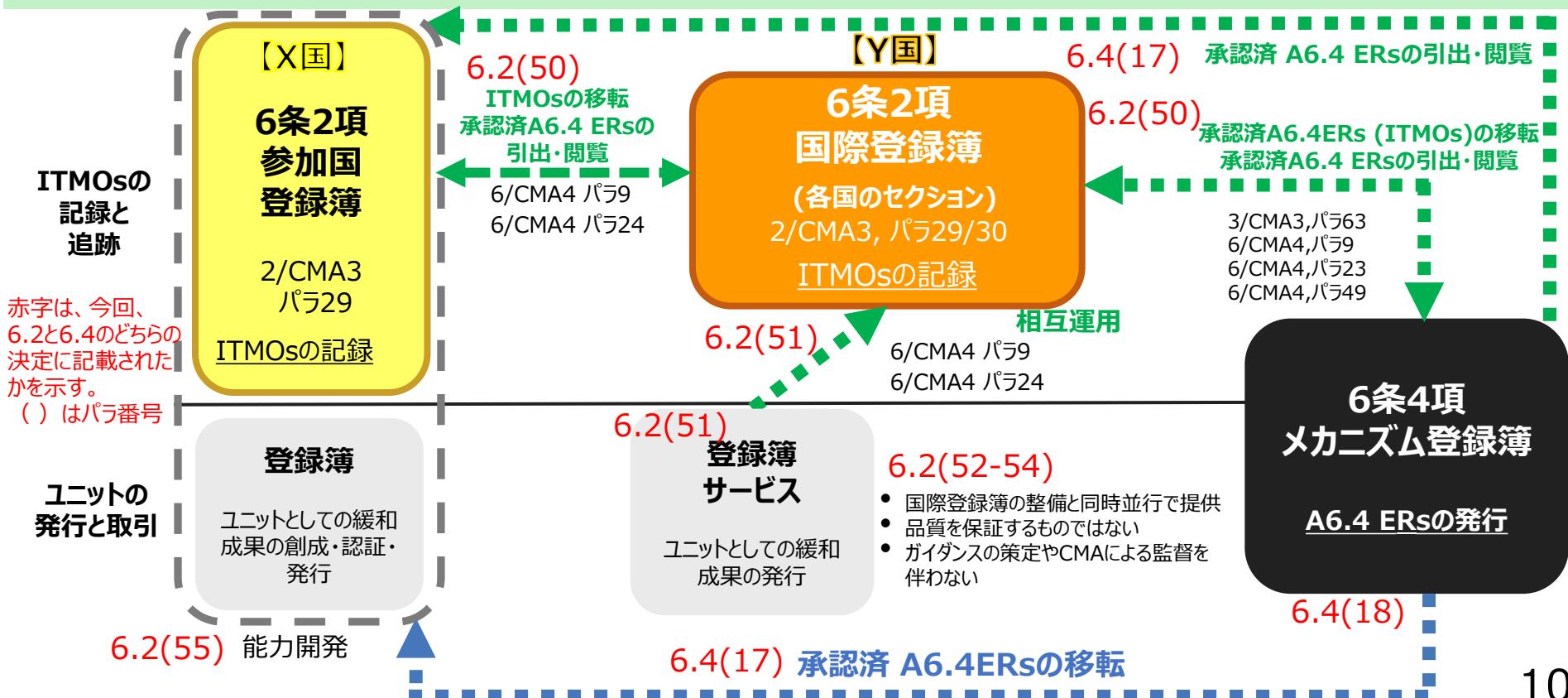
6. CDM A/R活動の移管

- CDMの下で登録されたA/R活動およびプログラム活動について、6条第4項メカニズムへの移管を希望する場合、事業者による移管申請の提出およびホスト国DNAによる承認の期限を2025年12月31日に設定することが決定した。

※別途、6条4項監督機関(SBM)による2024年の活動報告書を歓迎し、SBMが採択した方法論および吸収・除去活動の基準ルールを承認した。

パリ協定第6条に基づく削減量移転等の記録・報告等のインフラの全体像

- 登録簿は、ITMOsに関する各国のアクション（承認、初回移転、取得、使用等）を記録し、追跡するインフラ。
6条2項の場合：各国が自ら整備する「参加国登録簿」か条約事務局が用意する「国際登録簿」を用いる。
6条4項の場合：条約事務局が用意する「メカニズム登録簿」を用いる。
- 今般のCMA6では、主に以下の2点を決定した（下図の赤字番号が、決定文書のパラ番号を示している）
 - ▶ 参加国の登録簿と6条第4項メカニズム登録簿の任意の接続を可能とし、相互運用性を満たした上で、承認されたA6.4ERsの移転や情報の引出・閲覧も可能にする（各国が、二重計上を回避し環境十全性を確保するために必要なITMOsに関する情報を一元的に記録・追跡・報告できるようになる）
 - ▶ 条約事務局に対し、クレジットのユニット発行のための追加的な登録簿サービス（国際登録簿とも接続）の提供と、各国が自らクレジットのユニット発行等に用いる登録簿インフラを持つための支援を要請する。



第6条第4項に基づき監督機関会合が策定したツール・ガイドライン等

- 第6条第4項に基づく方法論や吸収除去活動の要件について、パリ協定締約国会合（CMA）からの要請に基づき、SBM（監督機関会合）が作成・採択した基準が、CMAにおいて、正式に承認された。

■ 第6条第4項メカニズム方法論の開発・評価基準

Standard: Application of the requirements of Chapter V.B (Methodologies) for the development and assessment of Article 6.4 mechanism methodologies (version 01.0)

⇒ 方法論の原則や、追加性の証明方法、リーケージ防止策、非永続性と反転（吸収除去したGHGの放出）への対応などについて詳細な要件が規定される。

■ 第6条第4項メカニズムに基づくGHGsの吸収・除去(removals)を含む活動の要件の基準

Standard: Requirements for activities involving removals under the Article 6.4 mechanism (version 01.0)

⇒ 信頼性と環境十全性を確保するためのモニタリングや報告、GHGsの反転への対応、リーケージの回避、環境及び社会的な影響の管理などについて詳細な要件が規定される。

【締約国会合で承認された上記2件以外に監督機関会合が策定したツール・ガイドライン等】

区分	種類	概要	文書正式名称
ガバナンス	手続	異議・苦情申し立てプロセス	Procedure: Appeal and grievance processes under the Article 6.4 mechanism (version 01.0)
		ステークホルダーとのコミュニケーション	Procedure: Direct communication with stakeholders (version 01.0)
		認定に関する専門家の選定とパフォーマンス評価	Procedure: Selection and performance evaluation of experts on the Article 6.4 mechanism accreditation roster of experts (version 01.0)
認定	手続	指定運営機関（DOEs）のパフォーマンス監視	Procedure: Performance monitoring of the Article 6.4 Designated Operational Entities (version 01.0)
活動サイクル	基準	活動プログラム（PoA）の活動基準	Standard: Article 6.4 activity standard for programmes of activities (version 01.0)
		PoAの妥当性確認・検証基準	Standard: Article 6.4 validation and verification standard for programmes of activities (version 01.0)
	手続	PoAの活動サイクル手続き	Procedure: Article 6.4 activity cycle procedure for programmes of activities (version 01.0)
		CDM活動のA6.4メカニズムへの移管手続	Procedure: Transition of CDM activities to the A6.4 mechanism (version 03.0)
ツール	ツール	持続可能な開発（SD）ツール	Tool: Article 6.4 sustainable development tool (version 01.0)

第6条第4項メカニズムに基づくプロジェクトの方法論の要件に関する基準

- 第6条第4項に基づく国連管理型メカニズムに基づく活動の方法論の開発・評価のための各原則や、追加性の証明方法、リーケージ防止策、非永続性と反転（吸収除去したGHGの放出）への対応などの要件に関する基準を定める。

※パリ協定締約国会合（CMA）からの要請を受けて、監督機関会合(SBM)が、基準を検討・策定し、CMAに対して、そのアプローチを承認(endorse)し、基準の採択に留意するよう勧告。これを受け、CMAが基準を正式に承認した。

方法論の原則

● 野心の促進

方法論は、野心が増加するベースライン(BL)を適用する。
低炭素技術の普及を促進し、効果を持続させるべき。

● 現実性・透明性・保守性・信頼性

現実の削減・吸収量を表す信頼できる推計方法を示し、
透明性や保守性の確保等を求める必要。

● BAU以下の基準設定：

排出削減活動のベースラインがBAUよりも低いことの証明
や、ベースラインとBAUの差異の計算を求める必要。

● 削減便益の公平な分配：

クレジット期間を技術の寿命よりも短く設定するなど、
参加締約国間の公平な緩和便益配分に貢献する必要。

● NDCおよびパリ協定の長期目標等との整合性を確保

最新のNDCやパリ協定の長期目標等に関してホスト国の
政策・計画等と整合することを証明する必要がある。

● ベースライン設定のアプローチ

アプローチの選択の適切性の証明を求める必要がある。

● RMPパラ33および36（下方修正）：

RMPパラ36(iii)、及び/又は、監督機関が別途決定する
場合を除きパラ36(i)(ii)のベースラインに下方修正を適用
することにより、パラ36の実施の一貫性に対処する。

● 幅広い参加の奨励

監督機関会合は、幅広いセクター・地域の幅広い活動を対象とする方法論の開発と、開発への幅広いステークホルダーの参加を奨励する。

● 抑圧された需要の認識

監督機関会合は、特定の方法論にBAU以下にならない可能性があるベンチマークとデフォルト係数を含めることで抑圧された需要を認識する。

追加性の証明

- メカニズムの便益の事前検討や、規制分析、ロックインの回避、一般実践分析で補完される財務的追加性を通じて、追加性を証明する規定を含む必要がある。

リーケージ防止策

- リーケージを回避するため、リーケージ源の特定や、回避/最小化の活動等が求められる。リーケージが回避できない場合は、クレジット量の割引や実施の拡大による最小化や対処が求められる。

非永続性と反転への対応

- 除去活動の要件基準と一貫したアプローチを用いて、除去または排出削減の反転に対処する必要がある。

第6条第4項メカニズムに基づく吸収・除去 (removals) の活動の方法論の基準

- **第6条第4項に基づく国連管理型メカニズム**について、信頼性と環境十全性を確保するため、GHGsの除去 (removals) を含む活動に関するモニタリングや報告、GHGsの反転(reversals)への対応、リーケージの回避、環境及び社会的な影響の管理などの要件を定めた。

※パリ協定締約国会合 (CMA) からの要請を受けて、監督機関会合(SBM) が、基準を検討・策定し、CMAに対して、そのアプローチを承認(endorse)し、基準の採択に留意するよう勧告。これを受け、CMAが基準を正式に承認した。

モニタリング・報告等

● モニタリング

- ✓ 除去のモニタリングを頑健かつ保守的に実施する。
- ✓ プロジェクト設計書にモニタリング計画を含める。
- ✓ 品質保証・管理やリスクのモニタリング・緩和については、方法論で規定される。

● 報告

- ✓ 推計ネット吸収・除去量、反転リスクの評価・対応方法、負の環境及び社会的影響の評価・管理方法を含むモニタリング報告書を作成する。
- ✓ 定期報告に加え、反転につながる事象が観察された場合も提出する。

● クレジット期間後のモニタリングと報告

クレジット期間終了後もモニタリングを続け、反転の有無と量を評価し、GHGsの貯留を確認する。

※クレジット期間更新時には、最新の方法論を適用する。

● 吸収・除去量の算定

- ✓ クレジット化される吸収・除去量は、活動シナリオとベースラインシナリオでの人為的なGHG貯留量変化の差分が正の場合、貯留ネット変化量から排出量のネット変化量とリーケージ等を差し引いて、計算される。貯留ネット変化量が負の場合、当該量の反転となる。

反転（吸収除去したGHGの放出）への対応

● 反転リスク評価

反転リスクの評価・軽減計画の策定及びリスク格付けを実施し（リスク評価はPDDに含める）、クレジット発行期間開始から5年毎に更新する。

● 反転関連の通知と対応

- ✓ 反転の可能性が確認された場合、監督機関に通知し、暫定評価報告書を提出する。
- ✓ 反転が確認された場合には、モニタリング報告書を提出し、リスク評価をレビュー・更新する。

● 反転の補償

反転による吸収・除去量の喪失は、反転リスク・バッファ・プール口座からA6.4ERsを取り消すことで補償する
(回避可能な反転の場合には、補償する義務を負う)。

リーケージの回避

活動参加者は、リーケージのリスクに対処し、残留リーケージについてネット吸収・除去量の計算に含める。

環境および社会的な影響の回避と人権の尊重

- 持続可能な開発ツール等に含まれる要件に従って、活動によるネガティブな環境・社会的影響を最小限に抑え、可能であれば回避するための安全策を講じる。

パリ協定第6条第8項に関するCMA6(COP29)での決定の概要

- 第6条第8項とは、非市場アプローチ（NMA: Non-market Approach）に関する取組。緩和成果（クレジット）の移転を伴わない、緩和・適応を含む国際協力の枠組みを規定。各国が実施するNMAの情報共有等を通じて、NMAの特定・開発・実施を促進し、NDCの実施を促進する。
- 作業活動計画の第1フェーズ（2023-24年：活動の特定、NMAの登録等）の振り返りと、第2フェーズ（2025-26年：活動の実施）の計画について議論し、ウェブプラットフォームの運用や今後開催されるワークショップ等の会合の形式について決定した。

作業活動計画

第1フェーズでは、事務局によってウェブプラットフォームを立ち上げ運営を開始。ワークショップ、スピノフグループ※、サブミッション、統合報告書等を通じてNMAの開発および実施に関する情報、ベストプラクティス、教訓、ケーススタディ等を共有した。

第2フェーズでは、活動の完全実施に焦点をあて作業を継続する。スピノフグループについて、より広範な参加、事前のトピックの特定等を推奨。ワークショップについて、質と効率の改善を事務局に要請。

※スピノフグループ：特定のトピックについて、関心のある締約国が参加して詳細に議論を行う場

NMAプラットフォーム

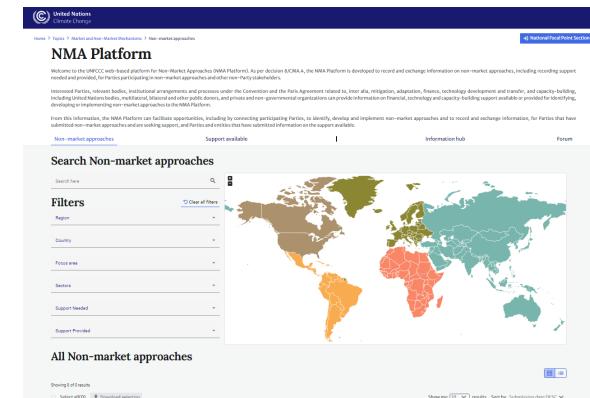
各国が実施するNMAと、関連する支援プログラムを情報共有するウェブプラットフォーム。2024年4月から運営を開始。今後、NMAプラットフォームでの活動に関する定量的な報告書を定期的に事務局から提供する。また、NMAプラットフォーム利用の障壁や課題等についてサブミッションを要請。

日本のNMA（参考）

COP会合中に開催されるワークショップ等で、日本のNMAとして緩和※や適応※に関する取組について、過去に複数回プレゼンを実施して共有している。現在NMAプラットフォームへの登録を検討中。

※緩和の取組：CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）

※適応の取組：SUBARUイニシアチブ（SUstainable Business of Adaptation for Resilient Urban future）



The screenshot shows the homepage of the UNFCCC NMA Platform. At the top, there's a navigation bar with links like 'Home', 'Topics', 'Non-market Approaches', 'Non-market approaches', and 'NMA Platform'. Below the navigation is a brief introduction about the platform's purpose: to record and exchange information on non-market approaches, including recording reporting requirements, identifying opportunities, and facilitating implementation. A large world map is displayed, with different colors representing various countries or regions. To the left of the map is a search bar labeled 'Search Non-market approaches' and a 'Filters' section with dropdown menus for 'Region', 'Focus area', 'Sector', 'Support Needed', and 'Support Provided'. Below the search bar is a button for 'All Non-market approaches'. At the bottom of the page, there are links for 'Show me 12 results', 'Select all 480', 'Download selection', and 'Send by Submission des DESC'.

NMA Platform (unfccc.int/nma_platform)